

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可	
根 拠 法 令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
根 拠 条 項	第283条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (建築の制限)</p> <p>第283条 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内において、建築物の建築を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 前項の規定は、都市計画法第65条第1項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>3 都市計画法第52条の2第2項、第79条、第81条及び第82条の規定は、第1項の規定による許可及び建築の制限について準用する。この場合において、同法第52条の2第2項中「前項」とあるのは「密集市街地整備法第283条第1項本文」と、同法第81条第1項第1号及び第2号中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「密集市街地整備法第283条若しくは同条の規定」と、同項から同条第3項まで及び同法第82条第1項中「国土交通大臣、都道府県知事又は市長」とあり、及び「国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長」とあるのは「都道府県知事等」と、同法第81条第1項中「建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）」とあり、並びに同項第1号及び同条第4項中「工作物等」とあるのは「建築物」と読み替えるものとする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)